

スラッジ評価法

(2010年12月10日追補)

この追補は、1994年10月18日に改訂された“スラッジ評価法”1994年度版の追補である。したがって、今後、JPI-5S-19-94とは、この追補を含むものとする。
なお、この追補は該当箇所のみを示す。2010年12月10日の追補は次の4箇所である。

追補 1

1.2 「スラッジとはエンジン内に発生するたい積物で、傾斜させても流れないが布で拭くと取れるものをいう。」を、「スラッジとはエンジン内に生成するたい積物で傾斜させても流れないが、布で拭き取れるものであり、スラッジ除去溶剤（n-ヘプタンまたは相当品）で取り除けるものをいう。」に置き換える。

追補 2

1.3 「少数点1桁まで示す。」を、「少数点第1位に丸める（JIS Z 8401:1999 規則 B による）。」に置き換える。

追補 3

1.3.2 備考 1 「スラッジはたい積物の中で、傾斜させて残ったもののうち、布で拭き取れるものと定義しているのを、」を、「スラッジはエンジン内に生成するたい積物で傾斜させても流れないが、布で拭き取れるものであり、スラッジ除去溶剤（n-ヘプタンまたは相当品）で取り除けるものと定義しているのを、」に置き換える。

追補 4

1.3.2 備考 2 「ろ紙又はガーゼ等白色吸収材で軽く拭くと良い。」を、「ろ紙又はガーゼ等白色吸収材を軽くあてると良い。」に置き換える。

追補-2010 の解説

追補 1 については、2008 年度に改訂された、ガソリンエンジンワニス評価法（JPI-5S-25-2008）のスラッジの定義と語句を統一した。

追補 2 については、小数点第 1 位の判定基準を明確化した。

追補 3 については、2008 年度に改訂された、ガソリンエンジンワニス評価法（JPI-5S-25-2008）のスラッジの定義と語句を統一した。

追補 4 については、油膜とスラッジを見分ける方法を明確にした。

スラッシュ評価法審議会

構成表

製品部会	委員 13 名 (所属、氏名略)
(部会長)	久保浩一 昭和シェル石油株式会社
潤滑油分科会	委員 6 名 (所属、氏名略)
(委員長)	長富悦史 昭和シェル石油株式会社
エンジン試験専門委員会	委員 9 名
(主査)	長門宏幸 昭和シェル石油株式会社
(主査補佐)	大泉清治 新日本石油株式会社
	角川一夫 出光興産株式会社
	三木直光 コスモ石油ルブリカンツ株式会社
	金内雅也 シェブロンジャパン株式会社
	山崎隆宏 社団法人潤滑油協会
	佐藤正男 東燃ゼネラル石油株式会社
	武田秀幸 財団法人日本自動車研究所
	平尾修二 日本ルーブリゾール株式会社
(事務局)	青山竜 社団法人石油学会